

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成21年3月12日
照会部署名 近畿ブロック本部適用支援G
照会担当者 (一般職) 横峯 貴則
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 小林

(案件)

(受付番号) No. 2010-380	休職給を受ける期間を含む随时改定について
------------------------	----------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

休職期間中の標準報酬月額は、昭和27年1月25日保文発第420号にて「休職前の標準報酬月額による」とありますが、休職期間中に給与の支給がないため資格喪失した者に対し、休職者給与が支給されることとなった場合に係る回答となっています。

隨時改定の契機としては、昭和44年6月13日保発第25号等により「休職による休職給を受けた場合を含まない」とされていますが、固定的賃金が変動した月以降3ヶ月以内に休職し、休職給が支給されることとなった場合は、隨時改定に該当しない理由及び根拠についてご教示ください。

(本部回答)

ご照会の件については、平成22年12月15日付【厚年指2010-410】「一時帰休の措置がとられた場合における標準報酬の算定等の取扱い（指示・依頼）」で示したとおりである。

回答日 平成22年12月16日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 (一般) 村上 泰史
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上